年末年始の道路工事及び道路占用工事抑制方針

年末年始時に予想される交通の混雑を緩和し、事故の発生を防止するため、下記事項を抑制方針として定める。

令和８年１１月　６日

江戸川区長　斉藤　猛
小松川警察署長　森永智之
葛西警察署長　鈴木重裕
小岩警察署長　須賀康司

記

１　道路工事及び占用工事の抑制期間

年末年始における区道の円滑な交通確保のため、車線規制を伴う道路工事については、下記期間中の工事着手を承認しないものとし、施工中の工事については中止するものとする。

(1) 別表１に定める道路

- １２月２５日から１２月２８日までの昼間

(2) 別表２に定める区域

- １２月２０日から１２月２８日までの昼間

※ (1)及び(2)のうち、バス路線については、バス運行時間帯においても工事を中止するものとする。

(3) 全ての区道

- １２月２９日から１月３日まで（昼夜間）

なお、**昼間**とは午前６時から午後６時まで、**夜間**とは午後６時から翌日の午前６時までをいう。

２　工事中止箇所の取扱い

前記１の抑制期間中に工事を中止する箇所については、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署長に連絡するとともに、一般交通に支障を及ぼさないよう、次の事項に留意し道路を開放するものとする。

⑴ 補修及び点検等

工事中止箇所については、道路標識及び道路標示の点検・整備、路面損傷箇所の補修並びに現場の清掃を十分に行うものとする。

⑵ 掘削跡の仮復旧

掘削跡の本復旧が困難な場合は、道路管理者の指示に従い適切な仮復旧を行うものとする。

⑶ 開放道路の安全確保

復旧が困難で、やむを得ず覆工板により交通開放する場合は、常時点検を実施し、必要に応じて補修を行うなど、安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

⑷ 常設作業帯を存置する場合の措置

上記以外で、工事工程上やむを得ず常設作業帯を設けたまま工事を中止する場合は、その区域を極力縮小するとともに、周囲に堅固な仮囲い等を設置し、夜間は所定の保安灯を設置するものとする。

⑸ 保安要員の配置

工事中止箇所については、保安要員が定期的に巡回し、事故防止に努めるものとする。

⑹ 突発事故への対応

工事中止箇所には応急用資材を常備し、事故の発生が予測される場合又は事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、道路管理者、所轄警察署長及び関係機関へ通報し、その指示を受けるものとする。

3　工事中止の特例

次に掲げる工事等については、工事抑制の対象外とすることができる。ただし、該当する場合であっても、可能な限り工事の抑制に努めるものとする。

- 道路管理者が実施する日常的な道路維持工事
- 道路法又は道路交通法に基づく安全施設に関する工事
- 漏えい、破裂事故等に対応する緊急工事
- 供給工事その他やむを得ないと認められる工事

なお、上記以外の工事で特別な事情がある場合は、道路管理者及び所轄警察署長が協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

4　その他

沿道区域における建築工事に伴い、コンクリートミキサー車等により一時的に道路を使用する場合は、事前に所轄警察署長の許可を受けるものとする。